

# 国民皆保険を守る 保険局

世界に誇る日本の国民皆保険を守り、いつでも、だれでも、必要な医療を所得の多寡にかかわらず平等に受けられるという制度を将来世代に引き継ぐため、保険局では日々様々な取組を行っています。



出典：全国健康保険協会ホームページ

## Mission

我が国の医療保険制度の歴史は第一次世界大戦後の1922年に始まりました。当初は企業で働く従業員を対象とした制度でしたが、戦後、1961年には、農家や自営業の方も含めたすべての国民を対象とした国民皆保険となりました。これまで50年以上国民皆保険を堅持し、今では世界に誇れる制度となっています。

被保険者証一枚あれば、患者は自らかかる医療機関を選び、所得の多寡にかかわらず誰もが等しく治療を受けることができます。

一方、医療費の増大による医療保険財政の問題が指摘されています。今後も少子高齢化が進む日本でもどのように医療保険制度を守っていくのか、国民的な議論を行いながら解決策を考えていく必要があります。

### 政策紹介

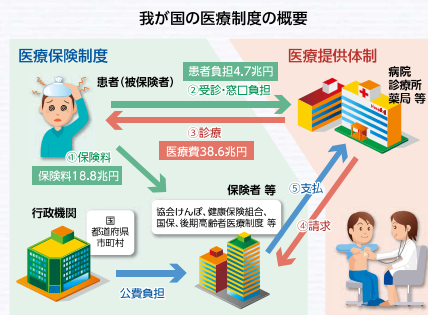
## 1

### 日本の医療保険制度の概要

日本では、国民全員がいずれかの公的医療保険に加入しています。働く人は、企業の従業員で構成された健康保険組合や協会けんぽに加入し、また、自営業の方などは、市町村が運営する国民健康保険（国保）に、さらに、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入することで、国民皆保険が達成されています。

この国民皆保険によって、病気やけがの際は、所得に応じて一定の保険料と医療費の1割から3割を窓口負担として支払えば、必要な医療サービスを所得の多寡にかかわらず平等に受け取ることができます。さらに、重い病気や治療費が高くなっても、窓口負担額は一定の上限額に抑えられています。

私たちが普段何気なく受けている国民皆保険により、所得や職業にかかわらず、質の高い医療サービスが受けられる社会が達成され、国民の健康と命が守られています。



医療保険制度の仕組みについて

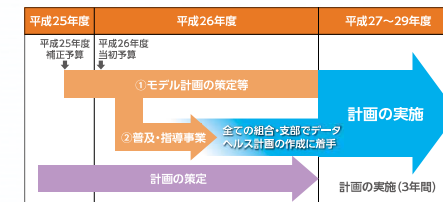
## Keyword データ分析に基づく保健事業「データヘルス」

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、「国民の健康寿命の延伸」のための方策の1つとして、レセプト・健診情報等を活用した「データヘルス計画」の作成・公表を推進することを掲げています。「データヘルス計画」とは、健康・医療情報を利用してPDCAサイクルに沿って実施する保健事業の実施計画のことであり、国民の健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防を推進するために策定するものです。ICTを活用した健康管理や重症化予防のために患者予備群に受診勧奨を行うことで、加入者の健康寿命を延ばすこととしています。

レセプト等のデータ分析に基づいた保健事業の立ち上げ支援事業  
25年度補正予算額 5.2億円 / 26年度当初予算額 3.6億円

### 事業概要

- ① モデル的「データヘルス計画」の作成等に係る費用を補助（7.1億円）  
各保険者の取組のモデルとなる計画を作成する健保組合及び協会けんぽに対して、計画策定等に要する費用を補助
- ② 健保組合への普及・指導事業の費用を補助（1.6億円）  
データヘルス計画の普及・指導事業（説明会や講習会の開催等）に要する経費を補助



### 政策紹介

## 2

### 予防・健康管理に係る取組

平成20年度から、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した、メタボ健診を実施しています。これは、重い病気になることを予防し、また医療費を抑えるため、40歳以上74歳以下の方に対して実施し、腹囲・血糖・血圧・脂質の基準に当てはまる方に対しては更なる健康指導を行うものです。

このように、予防・健康管理の取組を進めることで、国民の健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防を推進していきます。

### 政策紹介

## 3

### 診療報酬改定

日本の医療費は年間約40兆円、25年前の2倍以上となっています。その40兆円を用いて、どのような医療を広めていくのか、医療機関や薬局へどのように医療費を配分するのか、将来あるべき医療提供体制に導くことが診療報酬改定であり、保険局の重要なミッションの一つです。

高齢化が急速に進む日本において、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療・介護サービスを受けられる社会を実現する必要があります。そのため、平成26年度の診療報酬改定では、医療機関の機能分化・強化と連携、

在宅医療の充実等を達成し、住み慣れた地域で生活できる医療の提供の実現に向けて、改革を進めていきます。



中央社会保険医療協議会における診療報酬改定の議論の様子

### 平成25年度を振り返って

平成25年5月24日

健康保険法等の一部を改正する法律が成立。被用者保険のセーフティネットとして重要な役割を果たしている協会けんぽに対する国の財政支援措置を延長

平成26年3月5日

入院医療・外来医療を含めた医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等に取り組み、医療提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築を図ることを目的として診療報酬改定を告示